

(仕様基準) 2-6

- | 時期 | 確認項目 | 具体的な確認方法 |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 納入前 | 適用ルート等 | 設計図書等に係る書類確認(開口部の熱性能を求める方法など) |
| 材料納入時 | 材質、寸法、仕様等 | 目視に係る立会い確認、納入伝票等に係る書類確認 |
| 施工後 | 施工状況等 | 目視・計測に係る立会い確認 |

[illegible]



このラベルを室内側に
矢印の方向を上向きに
貼り付けてください。
施工下さい。

チェックポイント
2.1-11、19 ガラスの仕様

品 番: ■■■■■■

寸 法: 巾: 350 高: 500

数 量: 1 → 1 ガラス熱貫流率: 2LgA12

品 名: A12NP3LE2P3-D
(NFL3LE2+A12-FL3 ★)

出荷日: 09/18 納期: 09/19
(発注期: 09/18)

注文NO: ■■■■■■

取扱店: ■■■■■■

納入先: ■■■■■■

納入場所: ■■■■■■

工事名: ■■■■■■

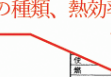
「建材カタログ」参照
自動車等熱貫流率ガラス

U_g=1.9
η_g=0.67

チェックポイント
2.1-13 ガラス熱貫流率
2.1-21 ガラス日射熱取得率

- | 時期 | 確認項目 | 具体的な確認方法 |
|-------|----------|----------------------------|
| 納入前 | 暖房設備の種類等 | 設計図書等に係る書類確認（対象となる暖房設備の確認） |
| 材料納入時 | 機器種類、能力等 | 納入伝票等に係る書類確認 |
| 施工後 | 施工状況等 | 目視に係る立会い確認 |

エアコン

チェックポイント		性能	
2.2-2 暖房設備の種類、熱効率		機	
	型式	ガス式	ガス式
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼
	燃焼	燃焼	燃焼

チェックポイント
 【設計図書等の型番と一致していることを確認】
 2.3-2 冷房設備の種類及びその効率

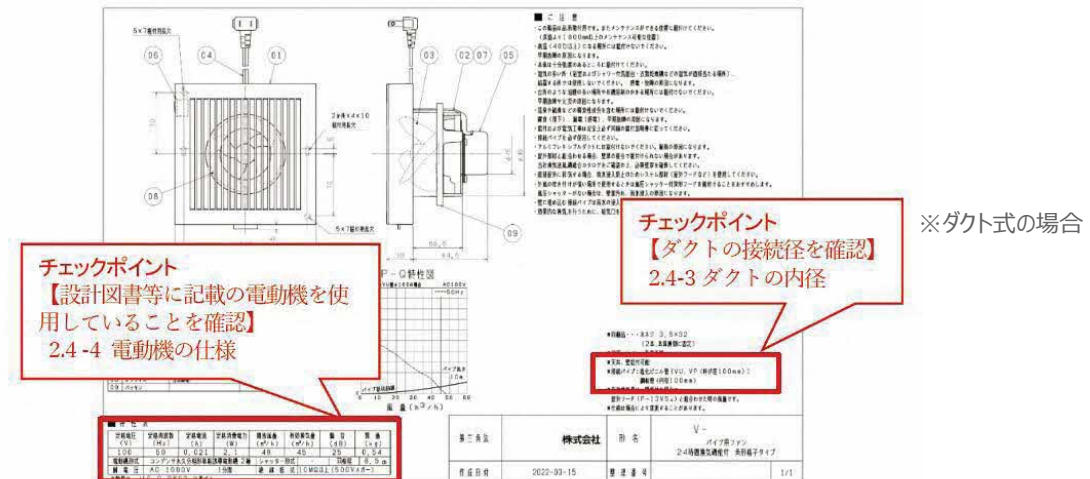
設備（換気）の確認方法

（仕様基準） 2-15

- ・工事施工者から提出される**換気設備機器の納入仕様書等**により、設置される換気設備機器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	換気設備の種類等	設計図書等に係る書類確認（対象となる換気設備の確認）
材料納入時	機器種類、仕様等	目視に係る立会い確認、納入伝票等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

換気設備（24時間換気設備）の納入仕様書の例



89

設備（照明）の確認方法

（仕様基準） 2-16

- ・電球等の部分が隠蔽されている照明設備については工事施工者から提出される**照明設備機器の納入仕様書等**により、設置される照明設備機器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。
- ・設計図書で一部の非居室のみに照明設備を設置すると記載されている場合、完了検査時点でそれ以外の非居室に照明設備が設置されていないことを確認することとなるため、注意する必要があります。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	非居室の照明設備の種類	設計図書等に係る書類確認（対象となる照明設備の確認）
材料納入時	照明設備の種類	目視に係る立会い確認、納入仕様書等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

90

設備（給湯機）の確認方法

（仕様基準） 2-17

- ・工事施工者から提出される給湯器の納入仕様書等により、設置される給湯器が設計図書等に記載する仕様等に適合していることを確認します。

時期	確認項目	具体的な確認方法
納入前	給湯器の種類等	設計図書等に係る書類確認（対象となる給湯設備の確認）
材料納入時	給湯器種類、熱効率等	目視に係る立会い確認、納入仕様書等に係る書類確認
施工後	施工状況等	目視に係る立会い確認

エコジョーズの納入仕様書の例

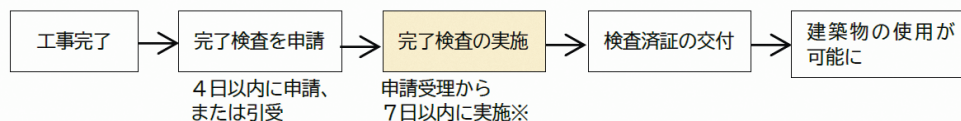


91

完了検査

工事完了の段階で、建築主事または指定確認検査機関の完了検査を受ける必要があります。

- ・建築主事の場合：工事が完了した日から、4日以内に申請
- ・指定確認検査機関の場合：工事が完了した日から、4日以内に申請を引受があります。



※建築主事の場合、指定確認検査機関による完了検査は、工事完了日または完了検査申請受理日のいずれか遅い方から7日以内に実施されます。

省エネ基準は建築基準関係規定であるため、省エネ基準への適合についても、完了検査の対象となります。

建築基準法施行規則第4条第1項

完了検査申請書	規則 別記第19号様式
	当初の建築確認及び計画変更確認に要した図書及び書類（全て同じ機関で建築確認を受けた場合添付不要）〔第1号〕
	都市緑地法43条1項の認定（緑化率規制を受ける場合の工事完了猶予）を受ける場合、認定書の写し〔第3号〕
	エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（法適合の内容に応じた添付書類）〔第4号〕
	軽微な変更説明書（直前の確認済証交付以降に生じた軽微な変更について作成）〔第5号〕
	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類〔第6号〕
	委任状（代理者※による検査の申請を行う場合）〔第7号〕

※ 代理者は、建築士（建築士法第2条）または行政書士（行政書士法第1条の3）に限ります。

92

完了検査

【仕様基準：適判を受けない場合】完了検査申請時に必要な図書等

- 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）
- 以下のいずれかの図書
 - ・仕様基準により省エネ基準適合を示す場合
 - ：追加的な図書の提出は不要
 - ・設計住宅性能評価書により省エネ基準適合を示す場合
 - ：設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期優良住宅認定通知書により省エネ基準適合を示す場合
 - ：長期優良住宅認定申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期使用構造等である旨の確認書により省エネ基準適合を示す場合
 - ：長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
- 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

93

完了検査

（仕様基準） 2-18

完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。

右は仕様基準の参考様式です。

なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	検査項目	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 構造断熱部の断熱材の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や底の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
5. 照明設備	① 自然光の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適

確認方法

A：目視による立会確認
B：計測等による立会い確認
C：施工計画書等・試験成績書等による確認

適用を対象としています。
施主で報告を行った図書を添付してください。
附いた具体的な事項を記載してください。
施工計画書等・試験成績書等による確認

94

完了検査の手引きのご紹介



その他の説明動画・テキスト

評価・審査に係る資料



省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査の手引き

令和7年4月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

目次

■はじめに	1
1. 省エネ基準に係る完了検査等	1
2. 本手引きの目的	1
3. 使用に際しての留意点	1
4. 本手引きでも使用する用語等の定義	2
■第1章 完了検査の手続き	4
1. 完了検査に係る手続きの流れ	4
2. 受付時の申請書類の審査	5
3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査	8
■第2章 完了検査の内容	10
1. 住宅部分の完了検査の内容	10
2. 非住宅部分の完了検査の内容	45
■第3章 仮使用認定時の手続きについて	96
1. 仮使用認定に係る手続きの流れ	96
2. 受付時の仮使用認定申請書類の審査	97
3. 仮使用の部分における省エネ基準適合に係る審査等	98
■第4章 軽微な変更説明書の確認	99
1. 軽微な変更の確認	99
2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認	101
2. 非住宅部分の軽微な変更説明書の確認	107
■第5章 Q&A集	116
■第6章 参考資料等	119
・省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）	
・省エネ基準工事監理報告書（標準計算）	
・省エネ基準工事監理報告書（モデル建築物（小規模版））	
・省エネ基準工事監理報告書（モデル建築物）	
・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（仕様基準）	
・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準計算）	
・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建築物（小規模版））	
・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建築物）	
・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準入出力）	
・住宅部分の構造、設備等としての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）	
・参考論文等	

誘導仕様基準

誘導仕様基準とは

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すことを受け、特に着工件数の多い住宅について、**省エネ計算によらずZEH水準の省エネ性能（誘導基準等）の適合確認が可能となる仕様基準（誘導仕様基準）が令和4年11月に告示公布**されました。



従前は、ZEH相当の住宅は標準計算ルートのみで適合確認でしたが、現在は、外皮・一次エネとも仕様基準で適合確認できるようになりました。

なお、住宅性能表示制度の断熱性能等級6以上には仕様基準はありませんので、標準計算ルートで基準適合してください。

	省エネルギー基準		住宅性能表示制度の断熱等性能等級	住宅性能表示制度の一次エネルギー消費量等級
等級6以上は標準計算ルートのみ	—		等級7	—
			等級6	—
省エネ基準、誘導基準は標準計算ルート仕様ルート両方可	平成28年誘導基準 (ZEH水準)	≧	等級5	等級6 (省エネ基準比エネルギー消費量▲20% 太陽光除く)
	—		—	等級5 (省エネ基準比エネルギー消費量▲10%)
	平成28年省エネ基準 (現行の省エネ基準)	≧	等級4	等級4

97

誘導仕様基準の外皮の基準値

断熱材の熱抵抗を表の数値以上

単位：m²・K/W

断熱材の施工法	部位		地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
充填断熱	屋根又は天井	屋根	6.9		5.7				1.0	
		天井	5.7		4.4				0.8	
	壁		4.0		2.7				—	
	床	外気に接する部分	5.0		3.4				—	
		その他の部分	3.3		2.2				—	
外張断熱又は内張断熱	屋根又は天井		6.3		4.8				0.9	
	壁		3.8		2.3				—	
	床	外気に接する部分	4.5		3.1				—	
		その他の部分	—		—				—	
内断熱、外断熱又は両面断熱	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5		1.7				—	
		その他の部分	1.2		0.7				—	

木造軸組構法、枠組壁工法断熱材共通です。

98

誘導仕様基準の開口部の基準値

開口部の熱貫流率は、以下の**基準値以下**にしてください。

	地域の区分					
	1～3	4	5	6	7	8
熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	1.9	2.3				—
日射遮蔽対策	—	次のイから二までのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの				次のイから二までのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの

- ・開口部とは、**サッシ、玄関ドア、勝手口ドア**等です。
- ・充填断熱、外張断熱とも同じ基準です。
- ・5～8地域では、開口部の日射遮蔽対策は、以下の**イ～ニの何れかに適合**してください。（日射遮蔽対策の基準は省エネ基準と同じです。）
- ・日射遮蔽対策は、**開口部の面積の大部分が透明材料**であるものに限り（不透明材料のドアは対象外です）。

99

誘導仕様基準の設備の基準

● 1～7地域共通

誘導仕様基準は、以下の設備以外は評価できません。

暖冷房設備 右記のいずれかを選択	☐ 住戸全体を暖冷房		☐ ダクトセントラル空調機で、以下の全ての仕様に該当すること ☐ ヒートポンプ式熱源 ☐ 可変風量制御方式 (VAV 方式) であるもの ☐ 断熱区画内に全てのダクトを設置するもの ☐ 熱交換換気設備を採用
	☐ 居室のみを暖冷房 主たる居室 その他の居室 設置する居室をチェックしてください。(その他の居室がない場合は主たる居室のみ) ☐ 暖房 ☐ パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの ☐ 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】 ☐ ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】 ☐ 電気ヒートポンプ温水暖房機 (フロン系冷媒に限る) ☐ 冷房 ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が (い) のもの (1,2地域は、熱交換型換気設備を採用すること)		
換気設備 右記のいずれかを選択	☐ 熱交換型換気設備を ☐ 採用しない		
	☐ 熱交換型換気設備を ☐ 採用する		
給湯設備 右記のいずれかを選択	☐ 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 84.9% 以上のもの ☐ ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 86.6% 以上のもの ☐ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.3 以上のもの		
照明設備	☐ 全ての照明設備が LED である		

[共通条件]
 分岐後の全ての配管径が 13A 以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構 及び 小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用

100

誘導仕様基準のガイドブック

仕様ルートによる誘導基準適法方法は、**仕様基準ガイドブック**が参考になります。
仕様基準ガイドブックの使い方は、省エネ基準編と同じです。



誘導基準編と明記

4~7地域用

101

(参考) 省エネ基準と誘導基準の比較

	外皮性能基準	一次エネルギー消費量基準
省エネ基準 (建築物省エネ法)	外皮基準	$BEI \leq 1.0$ (太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む)
誘導基準 (建築物省エネ法)	強化外皮基準	$BEI \leq 0.8$ (太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む)
低炭素建築物認定基準 (エコまち法)		

地域の区分		1	2	3	4	5	6	7	8
省エネ基準 (外皮基準)	外皮平均熱貫流率 U_A [W/(m ² ・K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} [—]	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
誘導基準 (強化外皮基準)	外皮平均熱貫流率 U_A [W/(m ² ・K)]	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	—
	冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} [—]	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

102